

学 校 生 活 の 生 徒 心 得

那覇市立石田中学校

教育基本法には教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し」とあり、学校教育においてもその目的を達成するために教育活動を行わなければならない。そのために、学校は自校の教育目標及び教育方針を定め、教育活動を実践する。この時、集団的学びの場である学校の「学びの環境を整えるきまり」が、「生徒心得」である。日々変化する社会の中で、時代が求める生徒を育成するためには「不易と変革」を取り入れ、社会の変化に柔軟に対応しなければならない。「生徒心得」もその視点に立ち「生徒の人格の完成を目指す」ことを目的に改定する。

1 服装・身なりについて

【 共通項目 】

※制服は、「生徒の人権、個性を尊重し多様な生徒の成長に配慮する」ことを理念とし、下記事項を遵守し保護者同意の下、A・Bどちらかを選択、又は両方を選択する。

(1) 制服

- ① 本校指定の制服を着用する。
ネームは刺繍せず、各自でタグに氏名を記入する。ジャージも同様とする。
(生徒の防犯上の安全確保の観点から、制服はネームプレートで対応する)
- ② 自分の体格に合ったサイズの制服を着用する。
- ③ 4月～11月は夏服を着用、12月～3月は冬服を着用することを原則とする。但し、気候などの状況により調整期間を設定する。
- ④ 冬服着用期間中、暑い時は学生服の脱着を認めるが、登下校、集会時はきちんと着用する。
授業時に学生服を脱ぐ場合は、中から夏服を着用していること。但し、授業内容によって、学生服を脱ぐ場合は教師が判断する(作業学習等)。その他の場合(休み時間、放課後等)は、脱着してもよい。
- ⑤ 学生服のボタンは本校指定または桜ボタンを使用する。
- ⑥ 夏服の上着の下から着用する肌着は白を基調とする(白、グレー、ベージュ、薄いピンク等)。
- ⑦ 夏服着用期間中(調整期間含む)、寒い時又は体調不良の時はジャージの着用を認める。
- ⑧ 制服の着用は以下(A、B)の2種とする

A ズボンを基調とする制服

- ① 夏は白の半袖シャツ(指定店販売)を着用する。冬は学生服を着用する。
- ② ベルトを着用する。色は黒・グレー・茶系とする。
- ③ シャツはしっかりとズボンの中に入れる。
- ④ 学生服の下からつけるシャツは学生服からはみださないようにする。
(色等の制限は無いが、フード付きのパーカー等は不可とする。)

B スカートを基調とする制服

- ① スカートの丈は膝を覆う長さとする。(膝立ちの際に床につく程度)
- ② 冬服期間中は紺色のスカーフを着用する。(本校指定)

(2) 防寒具・雨具等

- ① 寒い日や体調の悪い場合には、制服の上から指定のジャージの上着を着用しても良い。但し、集会時は外す。その際、体調不良等の場合は担任の許可を得て着けても良い。
- ② 冬服の下には、えりやそでのみみ出さないものを着用する。ただし、防寒のためのタイツやレギンス等を着用しても良い。その際、はき方には留意すること。色については黒・グレー・茶系の無地とする。
- ③ ジャージで防寒にならない場合は、コート、セーター、マフラー、ネックウォーマー、ブランケット等の防寒具の使用を認める。但し、授業に支障がないようにする。
- ④ 雨天時は、傘、その他の雨具(雨カップ、雨靴等)を使用し、登校後体調を保てるようにする。
- ⑤ 炎天下の熱中症予防のため、登下校時の帽子・日傘の使用を推奨する。

(3) 靴下

- ① 色は自由とする。
- ② 儀式的行事【入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式等】や指定された行事【合唱コンクール等】に関しては白(無地・ワンポイント)とする。この時、アキレスソックスは不可。
- ③ ルーズソックスは不可とする。

(4) 靴

- ① 運動に適した靴とし、厚底靴・革靴等の運動に適さない靴は認めない。
- ② 雨天時は雨靴を推奨し、登校後は靴に履き替える。サンダル・草履等は認めない。

(5) 頭髪

- ① 流行を追うような極端なカットや変形髪型、そり込み、整髪料の使用やパーマを禁止する。
a：軽い髪の毛の重なり（軽いツブロック）を認める。
b：くせ毛、その他で頭髪を気にする生徒は、申し出を受けてパーマ等の対応を認める。
（a、bの規準の判断は、校長の確認を得た生徒指導主事とする。）
- ② 脱色、染色を禁止する。＊白髪等を気にする生徒の黒染めは認める。
- ③ 前髪は目にかからない程度とする。
- ④ 髪を肩よりのぼしている場合には、ゴムで束ねることが望ましい。（衛生管理の観点から）
- ⑤ 髪を束ねるためのゴム等の用具は華美でないものとする。色は指定しない。

(6) 眉

- ① 剃る、切る、抜くことはしない。
（個別の配慮が必要な場合は、申し出を受けて対応する。）

(7) 装飾品・化粧品

- ① ピアスやネックレス等のアクセサリ類は着用しない。
- ② 化粧品、香水の使用を禁止する。
- ③ カラーコンタクトの使用を禁止する。

※上記の1 服装・身なりについて、個別の配慮が必要な場合は、生徒・保護者と相談の上、学校長が判断する。

2 所持品について

- (1) 身分証明書カードは原則として常に携帯する。
- (2) 学校には、学習に不必要なものは持ってこない。（但し、将棋、囲碁、トランプ、オセロはお昼休みのみ使用を認める。）
- (3) 教科書やノート等の学用品は、家庭学習に支障がないよう持ち帰る。但し、教室に置くことが認められた学用品は、その限りでない。
- (4) 必要以上の金銭は、持ってこない。学校へ納入する諸経費等は、登校したらすぐに納める。特に、金銭や貴重品を教室などに置いたままにしない。
- (5) カバン（鞆）
 - ① カバンは、防犯・安全・成長期に配慮し、原則としてリュックサックか肩掛けのあるスポーツバックとし、教科書・ノート・体育着など一日分の学習用具が入る大きさのものとする。セカンドバックは、その限りでない。
 - ② 学習用具を入れるのにふさわしくないもの（紙袋・ビニール袋など）は禁止とする。
- (6) その他
 - ① 原則として、携帯電話の校内持ちこみは認めない。
（生徒の安全管理等で必要な場合は、保護者からの申し出を受け、校内審議し学校長の許可を得る。その際、〈校内持ち込みの使用確認〉を遵守する）
 - ② 制汗剤は液状タイプ、シートタイプで無香料のもののみ使用を認める。但し、使用する際は、場所、時間などマナーを守って使用する。

3 上記1、2及びその他の検討事項が生じた場合は、生徒指導支援委員会で審議し、校長が決定する。

※年度途中の改定であり、ネームの刺繍やカバンなど新たな経済的負担がないよう旧生徒心得で対応する事項もある。また、学校教育を推進するにあたり、改定された生徒心得に検討事項が生じた場合は見直しも有り得る。

※この生徒心得は令和3年11月15日に改定し、同年11月24日より施行する